

2020年7月14日

発行：完全護憲の会

〒140-0015 東京都品川区西大井 4-21-10-312

電話・FAX : 03-3772-5095

Eメール：kanzengoken@gmail.com

ホームページ：<https://kanzengoken.com/>

目次

第76回例会・勉強会の報告	P. 1
別紙1 事務局報告	P. 1
別紙2 政治の現況について	P. 2
別紙3 緊急警告 第043号 「安倍政権の国会軽視・憲法蹂躪を放置してはならない」	P. 8
別紙4 読者のひろば	P. 9
別紙5 時事川柳	P.11

第76回例会・勉強会の報告

6月28日、都内港区・新橋ばる一にて第76回例会・勉強会を開催した（参加者6名；会員72名）。

例会では鹿島委員長が座長となり、まず事務局報告（別紙1）を福田共同代表が行った。つづいて政治の現況について（別紙2）は、草野委員が入院中のため鹿島委員長が代弁し、事務局報告と政治の現況報告を一括して討議した。勉強会は、深田哲士氏の著書『平和と存続への唯一の道』をテキストにして意見交換した。（深田氏の冊子ご希望の方は当会に申し込またい。冊子は無料、ただし郵送料180円）。

事務局報告の中で福田共同代表から、①ニュース読者・柳沢修氏のブログの内容を緊急警告として仕上げる、②北海道の小久保和孝氏よりの要望「ニュースで川柳にこれだけの頁が取れるなら、会員からの通信・投稿を恒常的に掲載できないか」を具体化したい、との提案があった。①については、柳沢氏のブログを土台に緊急警告文として当会で編集し完成する、②については次号ニュースより「読者のひろば」という項目を設け、ニュース読者に積極的な投稿をお願いするとともに、これまで事務局報告の中で紹介していた来信、投稿も含めて「読者のひろば」に掲載することが決まった。

政治の現況については、「地球平和憲章」「沖縄県議選」「会期延長せず通常国会が閉会」「広島選挙区・河井夫妻逮捕」「一人一律10万円の給付金の遅れ（欧米では2、3日で支給）」などを焦点に意見を交換した。「政府は支給の遅れを口実に、預金口座をマイカードに紐付けしたがっているが、紐付けるならまず国会議員と官僚がすればいい」「口座が紐付けの突破口になって、国民の一括管理・監視につながるのではないか」との意見も出された。

この中で、「マイカードと預金口座を紐付けしようとする政府の動きがある。紐付けるなら、まず国会議員・官僚が行うべきだ。紐付けは国民の基本的な人権を侵す恐れがある」という点が強調された。

勉強会では、当会の創立当初からの論点でもある「天皇制」について議論が展開された。「天皇の地位は憲法第1条で『日本国民の総意に基づく』とされている。国民の総意が変われば天皇制を変えればいい」「当会としては国民の総意に従うというのが統一見解となるのではないか」「天皇制については当委員会のメンバー間でも温度差がある」「天皇制を身分制度としては捉えていない」「現在の政府は天皇を政治利用している。国民の総意を毀損している」「天皇制は憲法内部の矛盾だが、一方、9条は武力の行使を永久に放棄しているのに、違憲の現実に合わせて憲法を変えようとしている。天皇制に比べればはるかに深刻な問題だ」「第14条は法の下での平等、貴族の禁止を規定しているが、矛盾を抱えた現憲法を守る」等の意見が出された。

なお、勉強会については後藤富士子弁護士（東京弁護士会）の「日本国憲法が求める司法改革」について講演を予定しながら延期させていただいているが、引き続き新型コロナウイルスの感染拡大の今後の推移をみて、できるだけ多くの参加をいただける環境での開催を検討していきたい。

<別紙 1 >

事務局報告

福田玲三（事務局）

- (1) 例会・勉強会の再開
コロナ禍による会場閉鎖のため4月と5月の例会・勉強会を休会したが、6月から会場が再開し、例会・勉強会も続会する。
- (2) 森正孝氏より来信と、柳沢修氏と後藤富士子弁護士からブログの投稿があった。（別紙4に掲載）
- (3) 時事川柳に新たに8件の投稿が寄せられた。ログイン登録などは必要なく、誰でも投稿できるので気軽にご参加下さい。投稿ページ：<https://senryu.kanzengoken.com/>
- (4) 集会案内『週刊金曜日』南部読者会
日時：7月24日（金） 16:30～20:30 場所：大田区民センター（蒲田駅）
- (5) 当面の日程について（会場確保）

第77回例会・勉強会	7月26日（日）	13:30～16:30	新橋ばるーん 303室
第78回運営委員会	8月2日（日）	13:00～	新橋ばるーん 201室
第78回例会・勉強会	8月23日（日）	13:30～16:30	三田いきいきプラザ 集会室A
第79回運営委員会	8月30日（日）	13:00～	新橋・ばるーん 302室

※ 運営委員会の開催日は従来、例会直後の水曜日としてきたが、電車の混雑を避けるため上記の通り、例会の翌週の日曜日を基本と変更した。ただし、日曜開催が困難なときは従来通り水曜を予備日とする。

<別紙 2 >

政治の現況について

(1) 主なニュース一覧（2020/5/21～20/6/20）

- * 黒川検事長が辞職。緊急事態中に賭けマージャン（2020/5/21）
- * 安倍首相、国家公務員法改正案見直し表明 新型コロナで「情勢変化」（2020/5/22）
- * 新型コロナウイルス感染症対策、緊急事態宣言を全面解除（2020/5/25）
- * 「スーパーシティ」整備 改正国家戦略特区法が成立（2020/5/27）
- * 中国、「国家安全法制」を採択。香港の市民活動規制へ（2020/5/28）
- * 米トランプ大統領、「WHO 脱退」宣言（2020/5/29）
- * 黒人暴行死、全米で抗議デモ拡大。トランプ大統領、軍投入警告（2020/6/2）
- * 米エスパー国防長官、トランプ大統領の軍派遣に反対表明（2020/6/3）
- * 沖縄県議選・玉城知事与党過半数維持（2020/6/5）
- * 「検察庁法改正案は廃案に！」弁護士 3000 人が賛同、呼びかけ（2020/6/9）
- * 沖縄県議選後に辺野古基地工事再開（2020/6/12）
- * 「個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律」が公布（2020/6/12）
- * 通常国会は会期を延長せず、閉会（2020/6/17）
- * 「検察庁法改正案」廃案。政府は特例を撤回し次期国会以降再提出へ（2020/6/17）
- * 河井夫妻、参院選（広島選挙区）巡り買収の疑いで逮捕（2020/6/18）
- * 東京都知事選が告示され、計22人が立候補（2020/6/18）

(2) 新聞社説、ニュース記事（議論の活発化のため、あえて意見の異なる主張も掲載）

① 東京新聞 2020年5月22日 ※ニュース記事

首相、公務員法改正案見直し表明 新型コロナで「情勢変化」

安倍晋三首相は22日の衆院厚生労働委員会で、公務員定年を延長する国家公務員法改正案の見直しを検

討する考えを表明した。新型コロナウイルスの感染拡大で雇用が悪化するなど情勢が変化し、自民党内で慎重意見が出ているとして「もう一度、検討すべきだ」と述べた。政府は改正案を廃案にする方向で調整を始めており、事態は急変している。

首相は新型コロナウイルスの影響に言及し「コロナショックで民間の給与水準の先行きが心配される中、役所先行の定年延長が理解を得られるかどうかとの議論があるのは事実だ」と強調した。

改正案は、検察庁法など 10 本をまとめた「東ね法案」となっている。

② 東京新聞 2020年6月6日 ※ニュース記事

9条は世界のルール 市民団体の「地球平和憲章」が完成<世界の中の日本国憲法>

憲法9条の理念を世界に広める運動に取り組む市民団体「9条地球憲章の会」が、9条が掲げる戦争放棄や戦力不保持を世界が守るべきルールに普遍化させた「地球平和憲章」を完成させた。「非戦、非武装、非核、非暴力」が柱で、同会は各国の市民にも同様な憲章づくりを呼びかける。新型コロナウイルスの感染拡大も踏まえて、「地球時代の視点」から、世界の人々に連帯する重要性も強調した。（木谷孝洋）

「地球平和憲章」のポイント

前文	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新型コロナウイルス禍の世界への広がり、人類の一人としての意識を地球規模で共有させた ▶ 9条の意義を捉え直し、世界とつながる連帯によってその思想を地球平和憲章に結晶
理念・原理	<p style="text-align: center;">【非戦】</p> <p>あらゆる武力行使も武力による威嚇も許されない</p>
	<p style="text-align: center;">【非武装・非軍事化】</p> <p>軍隊は警察組織、人道的援助組織に変えるべきだ</p>
	<p style="text-align: center;">【非核】</p> <p>核は人類や地球と共存できない。核兵器禁止条約は人類の願い</p>
	<p style="text-align: center;">【非暴力】</p> <p>米国に代表される銃社会は、子どもや市民への暴力を生んでいる。世界中で銃規制徹底を</p>
	<p style="text-align: center;">【平和に生きる権利】</p> <p>平和に生きる権利を実現する政策を国や国際機構に要求</p>
人類の夢を実現するために	<p style="text-align: center;">【平和の文化と教育】</p> <p>平和教育の核心は日常的に平和を愛し、創り出す主体を育てること</p>
	<p style="text-align: center;">【国際法の発展と新しい国際秩序の形成】</p> <p>国連の名を借りた軍事介入を廃する。各国の政府に対し、核兵器禁止条約批准を求める</p>

9条地球憲章の会は、2015年の安全保障関連法の成立に危機感を抱いた有識者や市民が集まって17年に設立。国民が政府に恒久的な非戦、非武装を命じた憲法9条の理念に共感する人たちが集い、勉強会などを重ねて憲章づくりに取り組んできた。

昨年5月に公表した草案を基に、約1年をかけ「日本語版」としてまとめた。近く英訳も

作り、公表する予定。中国語や韓国語、アラビア語への翻訳も計画中で、各国の賛同者に独自の地球平和憲章を作ってもらいたい考えだ。

憲章の前文では「人類最大の夢は、世界から戦争をなくすこと」と主張した。草案発表後の世界的な新型コロナ感染拡大は「人類の一人としての意識を地球規模で共有させた」と指摘。「戦争などしている場合ではなく、世界の貧困層の救済対策が必要な時だ」とするグテレス国連事務総長の言葉を引用して「平和に生きる権利の実現した世界」を求めた。

「理念・原理」「人類の夢を実現するために」の章で具体的なルールを列挙。「非武装・非軍事化」などの項目では、各国の軍隊を災害救助や人道支援の組織に転換することを提案した。

軍事衝突の拡大につながる恐れのある集団的自衛権は認めないとした。核兵器禁止条約は「人類の願い」とし、各国政府に批准を求めた。

トランプ政権下で国内の分断が進む米国にも触れ、「銃社会は、無差別大量殺人を含む多くの子どもや市民への深刻な暴力を生んでいる」と批判。世界中で銃規制の徹底を求めた。

同会代表の堀尾輝久・東大名誉教授は「憲章は『地球時代』という視点を強調してきたが、その重要性が新型コロナの脅威で浮き彫りになった。この憲章づくりを思想運動として広め、

市民が平和の問題について考えるきっかけにしたい」と話している。

※憲章の全文は、同会のホームページで読める。

③ 東京新聞 2020年6月12日 ※ニュース記事

沖縄・米軍辺野古移設の工事再開 玉城知事「遺憾」、県民反発

政府は12日、新型コロナウイルスの影響で中断していた米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）の名護市

辺野古で移設工事を再開し、沿岸部に土砂を投入した。沖縄県の玉城デニー知事は記者会見で「大変遺憾だ」と述べ、改めて移設に反対の姿勢を表明。政府は埋め立て工事を推進する予定で、反対派の市民らは反発を強めた。

工事の再開は7日の沖縄県議選から5日後。玉城氏は会見で県議選の結果に触れ「辺野古新基地建設に反対する候補が過半数を占め、改めて反対の民意は明確になった」と強調し、政府の対応を批判した。

海上では12日午前、土砂運搬船3隻が台船に横付けし、土砂を積み替えた。

④ 朝日新聞 2020年6月2日

【社説】コロナと記録 全容を残す責務果たせ

感染症の流行から国民の命と暮らしをどう守るのか。政府の対応をつぶさに記録しておくのは、その時々
の判断を後から振り返って教訓をくみとり、次に生かすためだ。自ら「歴史的緊急事態」に指定しておき
ながら、それを怠るとは、安倍政権はいまだ公文書管理の意義を理解していないというほかない。

政府に新型コロナウイルス対策を助言する専門家会議の議事録がつくられていないことがわかった。発
言者名のない議事概要はあるが、発言内容の詳細や議論の流れはわからず、十分な検証の材料たり得ない。

公文書管理のガイドラインには、議事録を残すのは「政策の決定または了解を行う会議等」とある。政
府は専門家会議はこれに該当せず、議事録がなくても問題ないというが、記録を残す意味を軽んじ、対象
を狭く解釈している。専門家会議についても「速記を入れて一言一句残す」といった加藤勝信厚生労働相
の3月の国会答弁はどこにいったのか。

専門家会議は最新の感染状況の分析や提言を行い、メンバー全員がコロナへの基本的対処方針を議論す
る諮問委員会にも参加している。政策の決定・了解を行う場ではないとしても、政府のコロナ対応を方向
づける極めて重要な役割を果たしているといっている。安倍首相自身、国会や記者会見でしばしば、「専門
家の意見」を政策判断の根拠としているのではないか。

政府は発言者が特定されない方が自由に議論できるとも説明してきた。しかし、当の専門家の中から議
事録作成を求める声があがるに至り、菅官房長官は一転、専門家会議が決めれば従う考えを示した。録音
はしていないが、速記録はあるというのだから、速やかに議事録づくりに着手すべきだ。

感染症対策に幅広い国民の理解と協力を得るには、政府への信頼が必要で、そのためには、積極的な情
報開示と政策決定過程の透明化が欠かせない。

2009年に流行した新型インフルエンザへの対応を検証した厚労省の総括会議の報告書も、国民に対する
情報提供の重要性を強調し、「医療関係者、専門家などからの意見聴取にあたっては、議事録を作成するな
ど議論の透明性を確保する」よう提言している。

コロナ対応は多くの人々の自由や権利を制限し、経済社会に大きな影響をもたらす。どんな情報に基づ
き、どのような総合判断を行ったのか。専門家の議論だけでなく、首相と担当閣僚による非公式な連絡会
議や与党とのやり取りを含め、政策判断の全容を検証できる記録を残す責務が安倍政権にはある。

⑤ 琉球新報 2020年6月8日

【社説】県議選・与党過半数 新基地反対の民意表れた

任期満了に伴う県議会議員選挙（定数48）は、玉城デニー知事を支える与党が25議席を占めた。翁長
県政下で行われた前回より2議席減ったが、過半数を維持した。

米軍普天間飛行場の移設に伴う名護市辺野古の新基地建設に対しては、新たな議会でも反対が大勢を占
める。改めて多くの県民が「ノー」の意思を突き付けた格好だ。

政府はこの結果を重く受け止め、辺野古新基地の建設を断念すべきだ。これ以上の民意の無視は許され
ない。

新基地建設を巡っては2018年9月の県知事選で玉城氏、19年4月の衆院3区補欠選挙で屋良朝博氏、
同年7月の参院選で高良鉄美氏と、反対を掲げた候補者が立て続けに当選している。昨年2月の県民投票
では投票者の7割超が埋め立てに反対した。

今県議選では、新基地反対を訴える与党側に対し、野党の自民党が、一日も早い普天間飛行場の危険性
除去のため唯一実現性のある方策だとして「容認」の姿勢を明確に打ち出した。対立軸は鮮明で、最大の

争点となった。

このほか、新型コロナウイルス感染症対策、医療・福祉政策、経済振興策などが争点となり、2年前に発足した玉城県政への中間評価が問われた。現県政は一定程度の信任を得たと言えよう。

玉城知事は繰り返し示されてきた辺野古新基地反対の民意をてこにして、政府との交渉に臨んでほしい。

執行部と議会は車の両輪といわれる。二元代表制の下、県議は知事と並んで住民から直接選ばれる県民の代表だ。与党だからといって知事の提案を無批判に受け入れたり、野党だからといって頭ごなしに反対したりするなら建設的な議論ができなくなる。

知事も、日頃から与野党の議員と小まめに意思疎通し、県政運営への理解を広げる努力を怠ってはならない。

有権者の負託を受けた48人は県執行部に対するチェック機能を強めると同時に、より一層県民に開かれた議会になるよう努めてもらいたい。

コロナ禍で落ち込んだ観光産業の立て直し、21年度末で期限を迎える沖縄振興計画への対応、全国最低水準の県民所得の向上、子どもの貧困など、基地問題以外でも解決すべき課題は山積している。

沖縄県議会基本条例でうたっているように、議会の自主性、自立性を高め、その権能を最大限に発揮しなければならない。「県民の意思を的確に把握し、議会活動を通じて県政に反映させる」のは県議に課せられた重大な使命だ。各議員はその点を肝に銘じ、日々、研鑽（けんさん）を積んでほしい。

今回、4選挙区で無投票当選となり、過去最多に並んだ。新型コロナの影響もあって、投票率は過去最低の46・96%にとどまった。残念なことだ。コロナ禍のような特殊な状況下でも、政策を浸透させ、投票行動を促す方法を確立する必要がある。

⑥ 毎日新聞 2020年6月17日

与党の国会閉会方針 「言論の府」否定に等しい

通常国会はきょう、会期末を迎える。

国民の命と生活、そして経済活動を脅かしている新型コロナウイルスの感染拡大はなお収まっていない。従来以上に国会の議論が重要な時だ。にもかかわらず与党は会期を延長せず閉会する方針だ。

連動するように、先に成立した第2次補正予算には10兆円に上る巨額予備費が計上された。その具体的な使途は政府に委ねられる。これでは、あとは政府に白紙委任するから国会質疑など不要だと言っているようなものだ。

延長を拒む理由は明らかだ。

後手に回るコロナ対策への不満や検察人事問題などから安倍晋三内閣の支持率は急落している。

最近では持続化給付金の不明朗な民間委託問題も発覚した。今後は自民党の河井案里参院議員と夫の克行前法相の公職選挙法違反疑惑の捜査が進む可能性もある。

通常国会開会直後の大きな焦点だった「桜を見る会」をめぐる疑惑も何ら決着していない。首相や与党はこれ以上、国会で追及が続くのを恐れているのだろう。

国会が終わり、しばらくすれば国民は忘れるだろうと考えているのかもしれない。しかし、それはあまりにも国民を軽んじている。

2011年の東日本大震災の際、当時の民主党政権は通常国会を8月末まで70日間延長し、直後の9月には臨時国会を開いた。これが危機対応時の常識だ。ところが今の与党内には予備費があるから秋の臨時国会を召集しなくても構わないという意見さえある。

安倍首相は以前から国会を軽視し、答弁は論点のすり替えやごまかしが続いてきた。今国会で目立つのは答に窮すると「事前の質問通告がない」とかわす場面だ。

官僚が用意したペーパーを読み上げるだけなら質疑は成り立たない。ここにも「言論の府」の否定につながる姿勢が表れている。

野党はコロナ対策では協力する姿勢を示している。例えば国民1人10万円の特別定額給付金は野党がいち早く提案し、公明党も強く求めたことで政府の方針が転換した。本来、これが国会の役割だ。

言論封じは国会の自殺行為だ。公明党を含め与党で疑問の声が起きないのは全く理解できない。審議を止めてはならない。

⑦ 産経新聞 2020年6月20日

【主張】通常国会閉幕 もっと働いてもらいたい

通常国会が閉会した。新型コロナウイルスの感染拡大への対応に追われたが、国権の最高機関としての役割を十分に果たせたかと言えば疑問である。もっと働く国会が必要だ。

ウイルス禍への対応で国会は新型インフルエンザ等対策特別措置法を改正し、2度にわたって巨額の補正予算を成立させた。

ただし、国会の初動が遅れた点は見逃ごせない。中国・武漢で新型ウイルス感染症が爆発的に拡大していったにもかかわらず、国会冒頭の代表質問ではほとんど論じられなかった。予算委員会も当初、「桜を見る会」の問題が盛んに取り上げられたのである。

国民の命と健康を守ることへの責任感や、世界を揺るがす問題がどう展開するかへの目測力が、国会には欠けていた。

安倍晋三政権は、習近平中国国家主席の国賓来日にこだわるあまり、中国からの入国制限に踏み切るのが遅れた。似たような中国への忖度（そんたく）は国会にも存在していたのではないか。

緊急事態宣言は解除されたものの、新型ウイルスの感染が急拡大する懸念は消えていない。野党は会期延長を求めたが、政府・与党は国会閉会を決めた。感染状況が落ち着いている今のうちに、国会で法改正を伴う対策を講じなくて大丈夫なのか。

社会経済への打撃が大きかったことから、政府は再び国民に大幅な自粛を求めることには慎重だ。そうであっても、大流行への備えは欠かせない。自粛や休業を要請するだけで法的強制力を伴わない今の仕組みで危機を乗り切れる保証はない。政府や自治体、学校のデジタル化も急ぐ必要がある。

与野党は毎週1度、新型ウイルス対策に関係する委員会の閉会中審査を開くことで合意したが、十分とは思えない。次の大波が来てから国会を開いても遅い。一日も早く、臨時国会を召集し、実効性ある対策を講じてもらいたい。

国会の重要課題はまだある。国民投票法改正案を早期に成立させ、実質的な改憲論議に入るべきだ。中国公船による尖閣諸島周辺海域での徘徊（はいかい）は、過去最長となった。尖閣や香港、ウイグルの問題で決議一つできない国会は本当に情けない。地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」導入断念を受けた防衛体制の再構築を論ずることも役割であるはずだ。

⑧ 東京新聞 2020年6月18日

【社説】通常国会が閉会 役割を果たさぬ怠慢

通常国会が会期を延長せず、きのう閉会した。新型コロナウイルスの感染拡大で、国民の暮らしや仕事に脅かされ、政治の役割は増しているにもかかわらず、国会はなぜ、国民から負託された役割を果たさずとしないのか。切実な思いが届かないもどかしさを抱いた人も多いのではないか。

通常国会は1月20日に召集された。会期は150日間だが、当然、延長は可能だ。特に今年は、新型コロナウイルスの感染再拡大も想定され、新たな対策や予算の確保が必要になるかもしれない。

そのとき、国会開会中なら、迅速な審議や対応が可能になる。野党側が会期を年末まで、大幅に延長するよう求めたのは当然だ。

◆与党は政府擁護を優先

しかし、与党側は野党要求を拒否し、延長なしの閉会を決めた。当面週1回、関係委員会で閉会中審査を行うことで与野党が合意したものの、野党から政権追及の機会を奪いたいと、与党側が考えているとしか思えない。

憲法は、国会を「国権の最高機関」であって「国の唯一の立法機関」と定める。法律も予算も条約も、国民の代表で構成する国会での議決や承認がなければ効力が生まれず、政府は内政外交にわたり政策を遂行できない仕組み、議会制民主主義である。

国会には国政を調査し、行政を監視する重要な仕事もある。政府が法律など国会の議決に基づいて仕事をしているか、主権者である国民を欺くようなことをしていないか、調べる仕事だ。

こうした役割に与野党の別はないはずだが、特に与党議員は、国民から託された仕事を全うしたと胸を張って言えるのだろうか。

野党の厳しい追及から、安倍晋三首相率いる行政府を守ることを最優先しているのではないか。そう疑われても仕方があるまい。

◆財政民主主義を脅かす

今年の通常国会は政権疑惑の解明を持ち越して始まった。昨年後半に野党追及が本格化した「桜を見る会」の問題、さかのぼれば森友・加計学園を巡る問題だ。

共通するのは、首相に近い関係者への厚遇であり、それが発覚した後、首相に都合の悪い記録を抹消する政権全体の悪弊である。

これらは国会での議論の前提になる行政の信頼性に関わる問題だが、真相解明には至っていない。野党の力量不足はあるにせよ、それ以上に、与党の問題意識の欠如を指摘せざるを得ない。

加えて、不問に付すわけにいかないのが、黒川弘務前東京高検検事長の定年延長問題である。

政府は1月、検事の定年に適用しないとしていた国家公務員法の解釈を変え、黒川氏の定年を延長したが、法律の解釈を、政府が勝手に変更していいはずがない。

しかも、菅義偉官房長官は法解釈変更に関し、「人事制度に関わる事柄については、必ずしも周知の必要はない」と強弁した。

政府が国民に知らせず、国会で成立した法解釈を勝手に変えるのは「密室政治」そのものだ。三権分立を破壊する安倍内閣の身勝手な振る舞いは許されない。

さらに予算を巡る問題である。

未曾有の危機にあつて、国民の暮らしや仕事を支えるために、政府の財政支出が一時的に膨張するのはやむを得ないが、予算の使い方が正しいか、質疑を通じて精査することこそ国会の仕事だ。

しかし2020年度第1次補正予算に関し、国会は1兆6794億円に上る「Go To キャンペーン事業」や中小企業などを救済する持続化給付金の事務委託問題を見過ごし、成立させてしまった。

事務委託を巡る経済産業省の前田泰宏中小企業庁長官と請負業者との不透明な関係や、下請けの連鎖など業者の適格性が疑われる問題は解明されず、国会が行政監視の役割を果たしたとはとても言い難い。

2次補正に盛り込まれた予備費も同様だ。憲法で認められているとはいえ10兆円は巨額である。

政府は、うち5兆円については雇用や医療体制の維持などおおまかな用途を示したが、事前に国会の承諾を経ない巨額の予算支出は「財政民主主義」に反する。

◆緊急事態条項の的外れ

コロナ禍に乗じて自民党内では一時、憲法を改正し、「緊急事態条項」を設ける議論が浮上した。大規模災害などの発生時に、国会議員の任期を延長したり、法律と同じ効力を有する政令の制定権を内閣に与える内容である。

緊急事態時の政治空白は避けるべきだが、政府に立法権を事実上委ねるのではなく、事前の法整備に万全を期すことこそが国会の役割ではないのか。立法府の役割を解さないから、緊急事態条項の議論に安易に飛び付くのだろう。

この国会を振り返り、全国会議員、特に与党議員はいま一度、国権の最高機関としての重い役割を自覚し直すべきである。

⑨ 朝日新聞 2020年6月19日

【社説】河井夫妻逮捕 政権の責任は免れぬ

8カ月前には法務行政をつかさどる法相の立場にあった衆院議員が、妻の参院議員とともに、大がかりな買収容疑で逮捕された。民主主義の土台である選挙の公正さと、政治への信頼を深く傷つける前代未聞の事態である。

東京地検特捜部がきのう、河井克行前法相と妻の案里参院議員を公職選挙法違反容疑で逮捕した。案里議員が初当選した昨年夏の参院選をめぐり、地元の県議ら計94人に、現金約2570万円を渡した疑いがもたれている。

昨年10月、案里議員の陣営が車上運動員に法定上限を超える報酬を支払っていたことが明るみにでて、克行議員は法相を辞任した。以来、説明責任を果たすといいつながら、広がる疑惑に対し、夫妻が口をつぐ

んだまま今日に至ったことは厳しく批判されねばならない。

逮捕される直前になって、そろって自民党を離党したが、これも党に迷惑をかけたくないという理由からであり、政治責任の重さを全く理解していないと言わざるをえない。

安倍首相は通常国会閉会を受けたきのうの記者会見の冒頭、夫妻の逮捕に触れ、「大変遺憾。法相に任命したものとして責任を痛感し、国民に深くおわびする」と述べた。

しかし、首相が問われるべきは、任命責任だけではない。今回の事件の背景に、改選数 2 の広島選挙区で、自民党公認の現職がいたにもかかわらず、安倍政権が 2 議席独占を掲げて新顔の案里議員を強引に擁立したことがあるとみられるからだ。

公示まで 4 カ月を切った時期に公認された案里議員へのてこ入れのため、党本部からは落選した現職の 10 倍の 1 億 5000 万円もの政治資金が提供された。この潤沢な元手が、なりふりかまわぬ運動につながり、現金ばらまきの原資にもなったのではないかとの疑いは拭いきれない。

自民党の二階俊博幹事長は、党本部で公認会計士が各支部の支出を厳格にチェックしており、「巷間（こうかん）いわれる用途には使えない」と記者団に語り、首相も会見でその発言を紹介した。しかし、単なる口頭での説明をうのみにはできない。

選挙運動を仕切り、現金配布を主導したとされる克行議員は、首相補佐官や党総裁外交特別補佐を歴任するなど、首相に近かった。首相は自らの秘書を広島入りさせるなど、陣営の活動に深くかかわっている。

少なくとも首相と党執行部の政治責任は免れない。党の提供資金とは無関係というのであれば、具体的な使われ方を、納得できる根拠とともに示してもらわねばならない。

<別紙 3> 緊急警告 第 043 号

「安倍政権の国会軽視・憲法蹂躪を放置してはならない」

「意味のない質問だよ」

2020 年 2 月 12 日の衆議院予算委員会において、立憲民主党の辻本清美議員が「桜を見る会前夜祭」疑惑について鋭く追及した直後にあった、閣僚席からのヤジ。

ヤジを発したのは内閣総理大臣の安倍晋三である。このヤジをめぐって委員会は当然にも紛糾した。野党は首相のヤジを、「国会を冒とくし、国会の行政監視機能を否定するもの」と厳しく抗議し、謝罪・撤回を要求。

2 月 17 日、安倍首相は「今後閣僚席からの不規則発言は厳に慎む」と「反省」の姿勢を示したが、首相の閣僚席からのヤジはこれに限ったことではなく、何度も繰り返されてきた。与党が絶対安定多数を占めるなか、安倍首相には、そもそも国会審議は煩わしいもの、価値のないものという、国会軽視の姿勢が見え見えなのである。一国の政府のリーダーとして、全く恥ずべきことである。

そして今、戦後初めて経験する新型コロナウイルスのパンデミックで国民の生命と生活が脅かされている最中、野党は敏速な審議や対応を可能とする年末までの会期延長を要求した。しかし、安倍政権は会期延長を拒否し、当面週 1 回の関係委員会で閉会中審査をおこなうことで、国会は 6 月 17 日に閉会された。

自民党の改憲草案では、自然災害等を想定した緊急事態条項の中で「議員任期の延長」を盛り込んでいるが、これは国会が緊急事態時にその機能を発揮することを想定しているからではないのか。そうであるならば、今が正に新型コロナの第二波の感染や経済危機の拡大が予想される非常事態時であり、国権の最高機関たる国会は開いていなければならない。にもかかわらず、政府は補正予算で 10 兆円の予備費を積んで、後は政府・与党がやりたい放題にやるという態度が見え透っている。これでは緊急事態時の「議員任期の延長」などと、改憲を語る資格もない姿勢である。

さらには、首相自身の疑惑に絡む「桜を見る会」、「検事長定年延長」、「河井夫妻選挙違反」等への諸疑惑に対する質疑をどうしても避けたい思惑も、大きく影響していることは確かだ。

会期延長議論さなかの 6 月 10 日、沖縄地裁で注目すべき判決があった。

これは、沖縄県選出国會議員 4 人が国を相手に、「2017 年 6 月に森友、加計学園問題の疑惑解明を求め、野党が要求した臨時国会の召集を安倍内閣が 3 カ月以上放置したのは憲法 53 条違反だ」として、損害賠償計 4 万円を求めた訴訟である。

憲法第 53 条では、臨時国会の召集について、次のように定めている。

「内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。」

この規定の趣旨は、議院内閣制のもとで、国会内の少数派が内閣に対して臨時国会の召集を義務付けることにより、少数派の提起する案件について国会で議論する機会を保障し、民主主義を徹底しようとする点にある。

沖縄地裁の山口和宏裁判長は、損害賠償請求訴訟そのものは棄却したものの、

「内閣には召集すべき憲法上の義務がある。単なる政治的義務にとどまるものではなく、法的義務であると解され、(召集しなければ) 違憲と評価される余地はあるといえる」

と言及した。

憲法 53 条の解釈について司法が憲法判断を下すのは初めてであり、損害賠償請求が棄却されたとはいえ画期的な判決となっている。

第 201 回通常国会で解明されていない首相自身の疑惑や補正予算における 10 兆円の予備費、持続化給付金等にかかわる不透明な事務委託問題など、重要案件は山積みとなったままである。野党は閉会中審査に長々と政治的に妥協することなく、早急に臨時国会召集を強く要求するとともに、安倍政権は沖縄地裁の判決にもあるように憲法 53 条に則って国会を召集しなければならない政治的法的義務がある。

この臨時国会召集において、「コロナ禍」に迅速に対応するとともに、先の通常国会で解決されなかった諸問題をひき続き審議し、さらに広島選挙区の河井夫妻に提供された 1.5 億円の公選法違反事件の背景と本質の徹底的な解明と安倍自民党総裁の関与を明らかにすべきだ。

第二次安倍政権の 5 月～6 月の支持率は 30 パーセント前後、不支持率は 50%～60%を推移し、不支持率が支持率を大きく上回る状態が続いている。その不支持理由で最も多いのが、「人柄が信頼できない」となっている。人柄が信頼できない人間を政権のリーダーに置き続けている国民は、はなはだ不幸と言わざるを得ない。

国民はこれ以上、安倍政権の国会軽視・憲法蹂躪を放置してはならない。

2020 年 7 月 1 日

<別紙 4> [読者のひろば](#)

※ 読者の皆様へ：ご意見やご指摘、主張などお寄せ下さい（なるべく 600 字以内。公表してもいい氏名または愛称をお知らせ願います）。郵便、メール、または当会ホームページ（本紙冒頭参照）への直接投稿でもかまいません。紙幅に合わせて抜粋を掲載することもありますのでご了承下さい。

■ 来信： 森正孝氏より 《youtube デモ・リサ放送》

○ 「どうなる大阪!? 吉村知事の狙い《後編》 https://youtu.be/IQB_pwnzj3o

人気上昇中の吉村大阪府知事、松井大阪市長は、大阪都構想で、来る 11 月に住民投票を行い、その余勢をかって 2025 年のカジノと万博につなげるとしている。その問題点は先ず、2015 年の住民投票で一度ペケになったものの持ち出しである、次に「府と市の二重行政の無駄を省く」としているが、この度のコロナ禍で明らかになったように、これまで保健所や市民病院をどんどんつぶしてきたことが問われる。大阪府立大学と大阪市立大学をお金がかかるといって一本化してよいのか。

11 月に住民投票ということだが、予算も人手もかかる。コロナ禍の収まらぬ時期に、信じられない。カジノのことでは、「ギャンブルの危険」ではなくて、「ギャンブルとの付き合い方」を高校 3 年生全員に配っている.....

※編集より関連サイトの一例：大阪の「IR 推進局」と弁護士とに取材したレポート、ギャンブルの歴史や関連法もわかりやすく説明されています。

高校生に「ギャンブルは娯楽」と説く大阪府市のリーフレット議論に 制作の意図は？

<https://news.nicovideo.jp/watch/nw5072964>

■ ブログ： 「通常国会を閉会していいのか」

ニュース読者 柳澤 修

戦後最大の「新型コロナ禍」が進行中のなか、野党が国会延長を要求するものの、政府・与党は6月17日に閉会する予定である。

自民党の改憲草案では、自然災害等を想定した緊急事態条項の中で、「議員任期の延長」を盛り込んでいるが、これは国会が緊急事態時にその機能を発揮することを想定しているからではないのか。そうであるならば、今が正に新型コロナの第二波の感染や経済危機の拡大が予想される非常事態の時であり、国権の最高機関たる国会は開いていなければならない。にもかかわらず、政府は補正予算で10兆円の予備費を積んで、後は政府がやりたい放題にやるという態度が見え透いている。

一次・二次の補正予算では、持続化給付金やGo・Toキャンペーンの不透明な事務委託が明るみになったが、この問題も国会閉会とともに何ら改善されることなく執行される可能性がある。

2017年の通常国会後、野党は憲法に則って臨時国会の開会を要求したにもかかわらず、政府・与党はこれに応じず、やっと開会したと思ったら即解散するという暴挙に出た経緯がある。

安倍政権の国会軽視は目に余るものがあるが、今回もこれを踏襲することには激しい怒りを感じざるを得ない。

2020.06.12

■ ブログ： 「役人」である前に「検事」たれ——「法曹一元」の基盤となる「ロイヤー」

弁護士 後藤富士子

1. 黒川検事の定年延長をめぐるドタバタ劇

黒川弘務東京高検検事長は、今年2月8日に満63歳となる前日、検察庁法の規定に従って定年退官するはずだった。ところが、1月31日、安倍政権は、1981年に改正された国家公務員法81条の3第1項の定年延長規定を用いて同氏の定年を6か月延長する閣議決定をした。しかし、検察庁法により検察官は一般公務員よりも厚い身分保障がされていることから、国家公務員法の定年延長規定は検察官に適用されないと解され、1981年の人事院答弁でも明示されている。そして、2月12日、松尾恵美子人事院給与局長は、81年答弁について「現在まで同じ解釈」と国会答弁した。すると翌13日、安倍首相が国会で「法解釈を変更した」と表明し、19日には松尾局長が12日の答弁を撤回した。さらに、20日に国会に提出された、法解釈変更をめぐる政府内協議文書には日付がなく、森雅子法相は「口頭決済で行った」と述べ、一宮なほみ人事院総裁は「口頭決済もありうる」「日付がなくても問題はない」と言い張った。

こうして、3月13日、政府は検察庁法改正案を国会に提出した。なお、この法案は、一般公務員の定年を延長する他の法案と束ねたものであるが、法務省がまとめ、昨秋に内閣法制局の審査もほぼ終わっていた当初案には、検察官の定年の段階的引き上げと役職定年制の導入だけがあり、留任の特例は盛り込まれていなかった。ところが、前記閣議決定の直前になって法案の見直しが行われ、「役職定年」の年齢になっても政府の判断で検察幹部を留任させられるようにする特例が入ったのである。

2. 「検察官」と「検事」

ところで、「検察官」と「検事」とは、どこが違うのだろうか？

「検察官」といえば、いかにも「国家機関」という感じがする。しかし、日本の「検察官」は「検事」だけで占められているのではない。すなわち、司法試験に合格して統一修習を修了した法曹有資格者が「検事」であり、法曹資格を有さない「副検事」もかなりの割合で存在する。それは、法曹人口が極端に少なく、必要な数の検事を確保できなかったからである。ちなみに、若年合格者を増やす司法試験改革の端緒は検事不足に対処するためであり、当時、法曹有資格者は第一線の検察官の約半数に過ぎなかった。同じ「検察官」といっても、法曹資格の有無という違いがある。これは、「検察官」という「国家機関」も具体的な「人」がいなければ実在できないのだから、法曹資格を有する人とそれを有さない人の違いに帰する。そして、法曹資格を有す

る人のことを「ロイヤー」というのである。

5月15日に元検事総長を含む検事OBが法務省に提出した法案反対意見書をみると、それがどこから来るのかは別にして、「ロイヤー」の自負を看取できる。OBの異例の反対表明について、ある検察幹部は「役人である前に検事たれ、ということだろう」と歓迎したという(5月16日朝日日刊)。このことこそ、国家公務員法の適用除外の本質を示している。

3. 「ロイヤー」の不在

森雅子法相は弁護士、一宮なほみ人事院総裁は元裁判官である。また、弁護士である与党公明党の山口那津男代表は、5月12日夜に「改正案の趣旨が国民に伝わるよう、政府として丁寧に説明していただきたい」とツイートして批判が殺到した。弁護士の吉村洋文大阪府知事は、5月11日、「ぼくは賛成。検察トップの人事権をもつのは、選挙で選んだ人たちで成り立つ内閣がベストではないがベター。反対する人は人事権を誰が持つのかをオープンにしなければならない」と持論を述べたという(5月18日赤旗「波動」)。

この人たちはいずれも、司法試験に合格して統一修習を修了した法曹有資格者である。しかし、この人たちに「ロイヤー」の自負を見ることはできない。皆、「ロイヤー」というより「法相」「人事院総裁」「連立与党代表」「知事」として振舞っている。日本の「法曹有資格者」は、「ロイヤー」とは別物らしい。考えてみれば、戦後の「統一修習」制度は、戦前の司法官(判事と検事の総称)養成に「在野法曹」である弁護士を加えたものだから、法曹資格として単一の「ロイヤー」が生まれるはずがない。ちなみに、アメリカでは「ロイヤー」というのは弁護士資格を有する者のことであり、それはロースクールで養成される。しかるに、日本では国の司法修習制度で公務員の身分保障をされて弁護士が誕生するのだから、弁護士も「ロイヤー」になれないのである。

今般のドタバタ劇の主役であった黒川検事長は、緊急事態宣言下で新聞記者と賭けマージャンをしていた不祥事が発覚して、5月21日辞表を提出した。1983年に任官した黒川検事は、若い時代は東京地検特捜部にも籍を置いたが、経歴の大半は法務省で枢要ポストを歴任し、官房長を経て事務次官となり(通算7年半在任)、2019年1月に東京高検検事長になった。結局、彼は、「検事」というより「官僚」そのものであった。だからこそ、違法・異例の「定年延長」辞令を臆面もなく受け入れたのであろうし、賭けマージャンで失脚する愚かさである。そこには「ロイヤー」の自負など微塵もない。

2020・5・26

<別紙5>

時事川柳

<https://senryu.kanzengoken.com/> (投稿ページ)

<https://senryu.kanzengoken.com/all/> (投稿作品)

- ソシアル・ディスタンス 言って得意な 愛国者 (愛国者を自認する首相など 5/6) 垂井走行
- 心臓が 切なくあえぐ コロナ戦 (晋三首相大丈夫か? 5/9) 垂井走行
- 電網を 盛り上げ繕う 古天網 (電網=インターネット。SNSの活躍 5/14) 迷い小道
- 黒い川 朝日産経 ヘドロ漬 (5/31) 柳井修功
- 横田さん 何十万人 朝鮮に (戦前、多大な朝鮮人拉致を悔悟 6/9) 垂井走行
- 給付金 配る社団に 影はなし (6/13) 柳井修功
- 経産省 その実態は 電産省 (電通産業省 6/13) 柳井修功
- 麻雀が 賭けか遊びは 点ピンレート (6/13) 柳井修功

[目次に戻る](#)